

◎東京地方検察庁執務規程

(平成13年3月30日東地企第122号検事正訓令)

検察官・検察事務官・検察技官あて

改正	平成14年	4月	1日東地企第	180号
同	15年	3月26日東地企第	121号	
同	15年	8月22日東地企第	335号	
同	16年	3月	5日東地企第	112号
同	17年	3月24日東地企第	106号	
同	17年	4月	1日東地企第	157号
同	17年	9月14日東地企第	359号	
同	17年	9月29日東地企第	405号	
同	18年	3月	8日東地企第	69号
同	18年	5月23日東地企第	162号	
同	19年	5月	7日東地企第	198号
同	19年	9月26日東地企第	403号	
同	20年	3月25日東地企第	70号	
同	20年12月	1日東地企第	593号	
同	21年	4月17日東地企第	243号	
同	22年	3月30日東地企第	168号	
同	22年	4月26日東地企第	276号	
同	23年	3月30日東地企第	198号	
同	23年	9月29日東地企第	556号	
同	24年	3月23日東地企第	181号	
同	24年12月	13日東地企第	773号	
同	25年	3月28日東地企第	192号	
同	26年	1月30日東地企第	46号	
同	26年	3月26日東地企第	153号	
同	27年	3月27日東地企第	1085号	
同	27年	4月10日東地企第	1101号	
同	28年	3月29日東地企第	86号	

東京地方検察庁執務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 東京地方検察庁本庁（以下「本庁」という。）、立川支部（以下「支部」という。）及び管内区検察庁の職員の執務は、検察庁法、検察庁事務章程その他

別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 機 構

(本庁刑事部及び公安部の所管事務)

第2条 本庁で取り扱う事件のうち、司法警察員送致（送付を含む。）に係る財政経済関係事件（地方税法違反事件以外の犯則事件調査対象事件を除く。）の捜査及び処分の決定に関する事項、同事件に関する資料の収集整備に関する事項並びにこれらに関連する事項を臨時に本庁刑事部の所管とする。

2 本庁で取り扱う事件のうち、次に掲げる事件の捜査及び処分の決定に関する事項、これらの事件に関する資料の収集整備に関する事項並びにこれらに関連する事項を臨時に公安部の所管とする。

(1) 外事関係事件

(2) 麻薬関係事件

(3) 暴力関係事件

(4) 銃器関係事件

(5) 前各号に掲げるもののほか、殺人その他の凶悪かつ重大な犯罪に係る事件のうち、警視總監が捜査本部を設置した警視庁組織犯罪対策部所管の事件（同庁組織犯罪対策部長が特別捜査本部を開設した事件を含む。）

(特別捜査部の所管事務)

第3条 特別捜査部の所管事務のうち、検事正があらかじめ指定する事件は、次のとおりとする。

(1) 検察官が告訴又は告発を受けた事件

(2) 検察官が自ら犯罪を認知した事件

(3) 警視庁刑事部捜査第二課から送致又は送付を受けた事件

2 検事正は、財政経済関係事件又は前項各号に掲げる事件に関する事務のうち適当と認められるものについては、事件を指定して、他の部に所属する検察官に取り扱わせることができる。

(本庁公判部の所管事務)

第4条 人事訴訟法に規定する検察官の職務及び権限に属する事項は本庁公判部の所管とする。

(特別公判部の編成及び所管事務)

第5条 本庁に臨時に特別公判部を編成し、次に掲げる事件の公判の遂行に関する事項、同事件の公判の遂行に関する資料の収集整備に関する事項及びこれらに関連する事項を同部の所管とする。

(1) 特別捜査部に所属する検察官が起訴した事件

(2) 前号に掲げるほか、検事正の指定する事件

(本庁部長及び支部長の権限)

第6条 本庁の各部の部長（以下「本庁部長」という。）のうち、次の表の左欄に

掲げる部長は、検察庁法第4条及び第6条に規定する事務（以下「検察事務」という。）に関し、それぞれ同表右欄に掲げる東京区検察庁の各部の職員を指揮監督する。

本庁部長	東京区検察庁の部
総務部長	総 務 部
刑事部長	刑 事 部
交通部長	道路交通部
公判部長	公 判 部

- 2 支部長は、青梅区検察庁の庁務を掌理し、その職員を指揮監督する。
- 3 支部長は、検察事務に関し、立川区検察庁及び青梅区検察庁を除く支部管内の区検察庁の職員を指揮監督する。

（副部長）

第7条 部及び支部に副部長を置くことができる。副部長は、部又は支部の検察官のうちから検事正が命ずる。

- 2 副部長は、部長又は支部長の命を受け、部又は支部の所管事務を整理し、その職員を指揮監督する。

（統括副検事）

第7条の2 検事正は、管内区検察庁の検察官のうちから、統括副検事を指名することができる。

- 2 統括副検事は、上司の命を受け、その属する区検察庁又は部の所管事務を整理し、その職員を指揮監督する。

（本庁の部又は支部の事務の取扱い）

第7条の3 本庁の部の事務を取り扱う東京区検察庁の部長、副部長又は統括副検事は、当該事務を所管する本庁部長の命を受け、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

- 2 支部の事務を取り扱う立川区検察庁の統括副検事は、支部長の命を受け、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

（検務主任検察官等）

第8条 本庁総務部に検務主任検察官を置く。検務主任検察官は、本庁総務部の検察官のうちから検事正が命ずる。

- 2 検務主任検察官は、本庁総務部長の命を受け、検務に関する事務を整理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
- 3 支部及び区検察庁（立川区検察庁及び青梅区検察庁に限る。）の検務に関する事務を取り扱う立川区検察庁の統括副検事は、上司の命を受け、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

(係検事の設置)

第9条 検察庁事務章程第7条に定める係検事のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の部に同表右欄に掲げる係検事を置く。

部	係 検 事
刑 事 部	医 事 係 検 事 サイバー係検事
公 安 部	銃 器 係 検 事 国際共助係検事
特別捜査部	国際共助係検事

2 前項の係検事は、当該係検事を置く部の検事のうちから検事正が命ずる。

(係検事の担当事務)

第10条 前条の係検事の担当事務の範囲は、別表第1に定めるところによる。

(上席の検察官)

第11条 上席検察官の置かれていない区検察庁において、副検事が2人以上あるときは、庁務を掌理する検察官を上席の検察官とする。

(区検察庁検察官事務取扱)

第12条 本庁勤務の検事は、東京区検察庁の、支部勤務を命ぜられた検事は、立川区検察庁及び青梅区検察庁の検察官の事務を取り扱うものとする。

(課長補佐)

第13条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、課長に事故あるとき、又は課長が欠けたときは、臨時にその職務を行う。

(係)

第14条 課に別表第2のとおり係を置く。

2 係の所管事務は、別表第3に定めるところによる。

(係長)

第15条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の所管事務を総括し、その職員を指揮監督する。

(係主任)

第16条 係に係主任を置くことができる。

2 係主任は、上司の命を受け、係の所管事務のうち、課長が特に指定する事務に従事する。

(捜査官の担当区分)

第17条 捜査官の担当区分は、別表第4に定めるところによる。

(検務官の担当区分)

第18条 検務官の担当区分は、別表第5に定めるところによる。

(担当区分の細区分)

第18条の2 本庁部長及び支部長は、効率的に事務を処理するため、別表第4又は別表第5に定める担当区分の全部又は一部を細分し、当該各細区分ごとに事務を担当する捜査官又は検務官を指定することができる。

2 本庁部長及び支部長は、前項の規定により、新たに細区分を定め又はその一部を変更するときは、あらかじめ、その旨を検事正に報告するものとする。

(上席主任捜査官)

第18条の3 本庁の各部（総務部を除く。）及び支部に上席主任捜査官を置く。

2 上席主任捜査官は、上司の命を受け、主任捜査官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(上席検務専門官)

第19条 本庁総務部及び支部に上席検務専門官を置く。

2 上席検務専門官は、上司の命を受け、検務専門官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

第3章 運 営

第1節 通 則

(臨時職務代行)

第20条 検事正及び次席検事に事故のあるとき、又は検事正及び次席検事が欠けたときは、席次により、本庁部長が臨時に検事正の職務を行う。

2 管内区検察庁の庁務を掌理する検察官に事故のあるとき、又はその検察官が欠けたときは、席次により、その庁の他の検察官が臨時にその職務を行う。

(島しょ区検察庁に対する指導監督)

第21条 島しょ区検察庁（八丈島区検察庁、伊豆大島区検察庁及び新島区検察庁をいう。）の庁務を掌理する検察官は、検察事務に関し、当該事務を所管する本庁部長の指導監督を受けるものとする。

(所管事務の連絡調整)

第22条 事務が、いずれの部又は事務局において処理すべきものか明らかでないときは、次席検事が、これを決定する。

2 事務が、いずれの課又は別表第4若しくは同第5に掲げる担当において処理すべきものか明らかでないときは、当該事務を所管する部長、支部長、上席の検察官又は事務局長が、これを決定する。

(報告等の経由)

第23条 管内区検察庁の庁務を掌理する検察官が検事正に対して報告又は上申等をする場合には、本庁管内の区検察庁においては本庁総務部長を、支部管内の区検察庁においては支部長を経由しなければならない。

(指揮監督の補佐)

第24条 検事正の支部及び管内区検察庁に対する庶務及び会計の事務に関する指揮監督は、次席検事のほか、事務局長が補佐するものとする。

(事務の決裁)

第25条 事務は、第31条に定めるところによるほか、順次上司の決裁を経るものとする。

(事務引継)

第26条 職員が職務を交代したときは、事務引継を正確に行わなければならない。

第2節 捜査及び公判

第1項 通 則

(司法警察職員に対する捜査の指揮)

第27条 司法警察職員に対する捜査の指揮は、当該事件の捜査担当検察官及び公判立会検察官がするものとする。ただし、必要があるときは、上司において指揮することができる。

2 捜査担当検察官の定まらない事件については、所管部長等（当該事件を所管する部長、支部長、副部長、区検察庁の庁務を掌理する検察官又は統括副検事をいう。以下同じ。）又は当直検察官が指揮することができる。

3 司法警察職員が指揮に従わないときは、前2項の検察官は、速やかに上司に報告しなければならない。

(捜査及び公判立会上の注意)

第28条 検察官は、重要事件又は法律解釈上重要な問題を含む事件については、その処理に当たり、あらかじめ上司の指示を求め、かつ、必要に応じ報告しなければならない。

2 検察官は、捜査及び公判立会に際し特異な事情が発生したときは、速やかに上司に報告しなければならない。

第2項 捜査及び処分

(立件)

第29条 検察官は、犯罪を認知して捜査に着手するときは、あらかじめ上司の指揮を受けなければならない。不起訴又は中止処分に付した事件を再起するときも、同様である。

2 前項の捜査に着手し又は事件を再起するときは、直ちに立件しなければならない。

(事件の担当)

第30条 事件を担当すべき検察官は、所管部長等が定める。

2 前項の場合において、本庁部長及び立川支部長は、あらかじめ、検察官を複数の班に分け、当該各班の検察官が担当する事件の範囲を定めることができる。

3 前項の場合において、本庁部長及び立川支部長は、新たに班を編成し、又は担

当する事件の範囲を新たに定め若しくはその一部を変更するときは、その旨を検事正に報告するものとする。

4 検事正は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、特定の検察官を指名して事件を担当させることができる。

(事件の決裁)

第31条 事件の処分の決定は、所管部長等を経て検事正の決裁を受けなければならない。ただし、検事正は、一定の範囲を指定して、次席検事又は所管部長等に決裁をさせることができる。

(共助事件の配分)

第32条 本庁において共助事件の嘱託を受けたときは、次席検事又は総務部長がこれを配分する。

(事件処理細則)

第33条 事件処理に関する細則は、別に定める。

第3項 公判

(公判立会の分担)

第34条 公判立会の分担は、所管部長等が定める。

2 検事正は、前項の規定にかかわらず、特定の検察官を指名して公判の立会をさせることができる。

(補充捜査)

第35条 公判立会検察官は、補充捜査を必要とするときは、自らこれを行うものとする。ただし、事案複雑その他必要があると認めるときは、捜査担当検察官に協力を求めることができる。

(偽証の措置)

第36条 公判立会検察官は、公判立会中偽証の疑いがある事実を認めたときは、所管部長等に報告するとともに、その指揮を受けて必要な措置を採るものとする。

2 前項の場合には、前条の規定を準用する。

(求刑、訴因の変更等)

第37条 公判立会検察官は、公判の経過等により、求刑若しくは事実認定につき起訴検察官と著しく異なった意見を述べる必要があると思料するとき、又は訴因若しくは罰条を追加、撤回、変更する必要があると思料するときは、所管部長等の指揮を受けなければならない。ただし、事理が明白で、かつ、急速を要するときは、この限りでない。この場合においては、事後速やかに所管部長等に報告しなければならない。

(裁判結果等の報告)

第38条 公判立会検察官は、無罪、免訴、公訴棄却若しくは管轄違いの裁判又は求刑と著しく異なる裁判、法令の適用に誤りがある裁判若しくは重要事件の裁判があったときは、直ちに所管部長等にその旨を報告しなければならない。

- 2 公判立会検察官は、事実の認定、法律解釈等に関し執務の参考となる資料又は裁判があったときは、所管部長等にその旨を報告しなければならない。
- 3 前2項の場合において、所管部長等は、必要があると認めるときは、速やかに検事正及び次席検事にその旨を報告しなければならない。

第3節 区検察庁における特例

(取扱範囲の制限)

第39条 管内区検察庁においては、次の各号に掲げる事件の捜査及び処分の決定は、取り扱わないものとする。ただし、本庁若しくは支部から移送を受けたとき、又は本庁部長若しくは支部長の指示があったときは、この限りでない。

- (1) 少年事件（共犯者が少年である場合を含む。）
 - (2) 削除
 - (3) 公安関係事件及び労働関係事件
 - (4) 財政経済関係事件
 - (5) 外事関係事件
 - (6) 風紀関係事件
 - (7) 麻薬関係事件
 - (8) 選挙関係事件
 - (9) 告訴、告発に係る事件（ただし、親族相盗例の適用を受ける罪及び器物損壊罪の告訴を除く。）
 - (10) 失火、過失致死その他過失に基づく事件
 - (11) 特別司法警察員送致の刑法犯に係る事件
 - (12) その他検事正の指定する事件
- 2 前項第1号に掲げる事件のうち、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反に係るものは、管内区検察庁において捜査することができる。

(移送)

第40条 区検察庁において、前条に掲げる事件又は3年を超える懲役に処するのを相当とするなど処理することが相当でないと認められる事件の送致（送付を含む。）を受けたときは、速やかに、これを本庁又は支部に移送しなければならない。本庁又は支部以外の検察庁から移送を受けたときも同様である。

第4節 上訴等

(控訴)

第41条 検察官控訴については、所管部長等が、公判立会検察官と審議し、検事正の決裁を受けた上、東京高等検察庁検事長の指揮を求める手続を執るものとする。

(控訴趣意書の名義)

第42条 控訴趣意書の名義は、本庁及びその管内の区検察庁においては次席検事、支部及びその管内の区検察庁においては支部長とする。

(審査会議)

第43条 所管部長等は、控訴の要否に関する意見を決定する場合において必要があると認めるとき、又は関係の部長から申出があったときは、審査会議を開くものとする。

2 所管部長等は、前項の審査会議を開くときは、あらかじめ関係の部長にその旨を通知しなければならない。

3 関係の部長及び捜査担当検察官は、審査会議に出席し、意見を述べることができる。

(抗告等)

第44条 抗告（準抗告を含む。以下同じ。）は、第1回公判期日前においては捜査担当検察官が、その後においては公判立会検察官が上司の指揮を受けてこれを行うものとする。ただし、第1回公判期日前であっても、公判前整理手続に付されているときは、当該手続を担当する検察官がこれを行うものとする。

(勾留請求却下決定等の報告)

第45条 勾留請求却下の決定その他抗告の要否を検討すべき裁判があったときは、担当検察官は、所管部長等に直ちにその旨を報告しなければならない。

(再審)

第46条 所管部長等は、再審を請求するときには、その旨を検事正に報告し、その決裁を受けなければならない。

2 再審請求書の名義については、第42条の規定を準用する。

(公判及び上訴事務細則)

第47条 公判の遂行及び上訴に関する細則は、別に定める。

第5節 事務監査及び検査

(事務監査等の細則)

第48条 事務監査及び検査に関する細則は、別に定める。

第4章 勤務

(勤務の心得)

第49条 職員は、常にその職責を自覚し、品位を保ち、秘密を守り、上司の命に従い、相互に協調し、かつ、人権を尊重して懇切を旨とし、忠実にその職務を遂行しなければならない。

(出勤簿)

第50条 職員は、定時までに出勤したことを証するため、出勤簿に押印しなければならない。

(休暇)

第51条 職員は、休暇の承認を得ようとするときは、あらかじめ休暇簿に記入し、順次上司を経て請求しなければならない。ただし、病気等やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかったときは、事後速やかに承認を求めなければならない。

ない。

(当直)

第52条 職員は、別に定めるところにより、当直勤務をしなければならない。

(警備)

第53条 職員は、非常事態に際し、庁舎の警備を行わなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際に効力を有する訓令及び通達中、本日改正された検察庁事務章程及びこの訓令（以下「検察庁事務章程等」という。）の施行に伴い廃止される課、係、課長又は係長の名称に関する部分は、検察庁事務章程等の定める所管事務に応じた官職又は事務分担の名称に適宜読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年9月8日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年12月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第10条関係）

係 検 事	担 当 事 務 の 範 囲
医 事 係 検 事	本庁で取り扱う医事事件（医療過誤事件，医師法違反事件，薬事法違反事件等）及びこれに関連する事項
サイバー係検事	本庁で取り扱うサイバー事件（警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課送致（送付を含む。）に係る事件その他高度な情報技術を利用した特異重大な事件）及びこれに関連する事項
銃 器 係 検 事	本庁で取り扱う銃器事件（けん銃等を使用して犯した刑事事件及びけん銃等の製造，輸出入，所持，譲渡し，譲受け，発射等の事件）のうち特異重大な事件（公安関係事件及び労働関係事件を除く。）及びこれに関連する事項
国際共助係検事	国際捜査共助その他外国の関係機関との間における協力・援助に関する事項

別表第2（第14条関係）

庁，事務局及び部	課	係
東京地方検察庁 事務局	総 務 課	庶 務 係 秘 書 係 厚 生 係 管 理 第 一 係 管 理 第 二 係 運 輸 係
	人 事 課	人 事 第 一 係 人 事 第 二 係 給 与 係
	文 書 課	受 付 係 発 送 係
	会 計 課	主 計 係 支 出 係 歳 入 係 国 有 財 産 係 共 済 係
	用 度 課	需 品 係

東京地方検察庁 総務部	企 画 調 査 課	用 度 係 庶 務 係 企 画 調 査 係 情 報 公 開 係 被 害 者 支 援 係
	情 報 シ ス テ ム 管 理 課	情報システム管理第一係 情報システム管理第二係 統 計 係
	教 養 課	研 修 企 画 係 教 養 係
	司 法 修 習 課	修 習 係 実 務 指 導 係
東京地方検察庁 立川支部	総 務 課	庶 務 係 会 計 係
東京区検察庁	総 務 課	庶 務 係 文 書 係
	会 計 課	主 計 係 歳 入 係
東京区検察庁 道路交通部	道 路 交 通 総 務 課	庶 務 係 会 計 係

別表第3（第14条関係）

（本庁）

係	所 管 事 務
庶 務 係 （ 総 務 課 ）	1 局の庶務に関すること。 2 官印及び庁印の管守に関すること。 3 出張に関すること。 4 職員の勤務時間及び休暇に関すること。 5 各部に属しない報告に関すること。 6 前各号に関連すること。
秘 書 係 （ 総 務 課 ）	1 秘書に関すること。 2 決裁等に係る書類等の処理に関すること。 3 前2号に関連すること。
厚 生 係 （ 総 務 課 ）	1 職員の厚生に関すること。 2 前号に関連すること。
管 理 第 一 係 （ 総 務 課 ）	1 警備に関すること。 2 防火及び防災に関すること。

	3 前2号に関連すること。
管 理 第 二 係 (総 務 課)	1 庁舎の保全に関すること。 2 前号に関連すること。
運 輸 係 (総 務 課)	1 自動車の配車、運行及び維持管理並びに自動車 燃料の出納、保管に関すること。 2 前号に関連すること。
人 事 第 一 係 (人 事 課)	1 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。 2 職員の定員に関すること。 3 職員の給与決定に関すること。 4 職員の採用選考に関すること。 5 前各号に関連すること。
人 事 第 二 係 (人 事 課)	1 職員の人事記録に関すること。 2 恩給、年金及び職員の災害補償に関すること。 3 職員の諸手当認定に関すること。 4 職員の記章及び身分証明書等に関すること。 5 前各号に関連すること。
給 与 係 (人 事 課)	1 職員の俸給、諸手当等の計算及び支払に関する こと。 2 所得税、市町村民税等の徴収に関すること。 3 給与所得に対する控除申告に関すること。 4 前3号に関連すること。
受 付 係 (文 書 課)	1 文書等の接受に関すること。 2 移送を受けた事件の記録及び証拠品の接受に関 すること。 3 告訴状、告発状、投書等の接受に関すること。 4 前3号に関連すること。
発 送 係 (文 書 課)	1 文書等の発送に関すること。 2 移送事件の記録及び証拠品の発送に関するこ と。 3 前2号に関連すること。
主 計 係 (会 計 課)	1 予算の執行並びに決算に関すること。 2 支出負担行為書の審査及び確認手続に関するこ と。 3 会計事務の調査に関すること。 4 前3号に関連すること。
支 出 係	1 支出及び前渡資金に関すること。

(会 計 課)	2 旅費に関すること。 3 謝金及び鑑定料に関すること。 4 前3号に関連すること。
歳 入 係 (会 計 課)	1 債権の管理に関すること。 2 歳入の徴収に関すること。 3 歳入の決算に関すること。 4 換価代金その他保管金の出納保管に関すること 5 前各号に関連すること。
国 有 財 産 係 (会 計 課)	1 国有財産及び営繕に関すること。 2 公務員宿舎に関すること。 3 前2号に関連すること。
共 済 係 (会 計 課)	1 共済組合に関すること。 2 前号に関連すること。
需 品 係 (用 度 課)	1 庁費その他物件予算の執行に関すること。 2 没収物等の売却に関すること。 3 前2号に関連すること。
用 度 係 (用 度 課)	1 物品の受入、払出及び保管に関すること。 2 前号に関連すること。
庶 務 係 (企 画 調 査 課)	1 部の庶務に関すること。 2 諸会議の運営、連絡に関すること。 3 他の官公署との連絡に関すること（被害者支援 係の所管に属するものを除く。）。 4 区検察庁と本庁との連絡に関すること。 5 当直事務の運営に関すること。 6 各部局間の調整事務に関すること。 7 図書その他の資料の調査、収集及び配布に関す ること。 8 前各号に関連すること。 9 他の課又は担当の所管に属しないものに関する こと。
企 画 調 査 係 (企 画 調 査 課)	1 検察庁の組織機構に関すること。 2 検察事務運営の企画調査に関すること。 3 訓令、通達の整理保管に関すること。 4 被疑者補償に関すること。 5 検察審査会に関すること。 6 国家賠償法に基づく争訟に関すること。 7 前各号に関連すること。

情報公開係 (企画調査課)	1 情報の公開に関すること。 2 個人情報の保護に関すること。 3 前2号に関連すること。
被害者支援係 (企画調査課)	1 犯罪被害者等の保護及び支援に関すること。 2 犯罪被害者等の保護及び支援に係る公的機関及び民間団体との連絡に関すること。 3 前2号に関連すること。
情報システム管理 第一係 (情報システム管理課)	1 検察総合情報管理システムの運用管理に関すること。 2 裁判書写保存管理システムの運用管理に関すること。 3 国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報の技術的な運用管理に関すること。 4 前3号に関連すること。
情報システム管理 第二係 (情報システム管理課)	1 検察情報処理システムの運用管理に関すること(情報システム管理第一係の所管に属するものを除く。) 2 前号に関連すること。
統計係 (情報システム管理課)	1 統計資料の収集に関すること。 2 統計諸表の調製に関すること。 3 前2号に関連すること。
研修企画係 (教養課)	1 部内職員の教養指導実施計画に関すること。 2 司法警察職員(司法警察職員以外の犯罪捜査機関を含む。)の教養指導実施計画に関すること。 3 特別司法警察職員の指名協議及び証票に関すること。 4 前3号に関連すること。
教養係 (教養課)	1 部内職員の教養指導実施に関すること。 2 司法警察職員(司法警察職員以外の犯罪捜査機関を含む。)の教養指導実施に関すること。 3 前2号に関連すること。
修習係 (司法修習課)	1 司法修習生の検察実務修習実施計画に関すること。 2 前号に関連すること。
実務指導係 (司法修習課)	1 司法修習生の検察実務修習実施に関すること。 2 前号に関連すること。

(立川支部)

係	所 管 事 務
庶 務 係 (総 務 課)	1 庁の庶務に関すること。 2 官印及び庁印の管守に関すること。 3 人事に関すること。 4 職員の勤務時間及び休暇に関すること。 5 出張認可の手續に関すること。 6 職員の厚生に関すること。 7 自庁警備に関すること。 8 自動車の配車及び運行に関すること。 9 文書等の接受発送に関すること。 10 移送を受けた事件の記録及び証拠品の接受発送に関すること。 11 職員の緒給与及び旅費等の請求受領に関すること。 12 報告に関すること（事件報告に関するものを除く。） 13 当直事務の運営に関すること。 14 前各号に関連すること。 15 他の係又は担当の所管に属しないものに関すること。
会 計 係 (総 務 課)	1 歳入金及び保管金に関すること。 2 参考人旅費、謝金及び鑑定料の請求に関すること。 3 前渡資金に関すること。 4 備品、消耗品等の請求、保管に関すること。 5 庁舎の保全及び清掃に関すること。 6 防火及び防災に関すること。 7 前各号に関連すること。

(東京区検察庁)

係	所 管 事 務
庶 務 係 (総 務 課)	1 庁の庶務に関すること。 2 官印及び庁印の管守に関すること。 3 人事に関すること。 4 職員の勤務時間及び休暇に関すること。

	5 出張認可の手續に關すること。 6 職員の厚生に關すること。 7 自庁警備に關すること。 8 庁舎の保全及び清掃に關すること。 9 防火及び防災に關すること。 10 前各号に關連すること。
文 書 係 (総 務 課)	1 文書等（告訴狀，告發狀，投書等を含む。）の接受發送に關すること。 2 移送事件記録及び証拠品の接受發送に關すること。 3 前 2 号に關連すること。
主 計 係 (会 計 課)	1 職員の諸給与及び旅費等の請求受領に關すること。 2 参考人旅費，謝金及び鑑定料の請求に關すること。 3 前渡資金に關すること。 4 備品，消耗品等の請求，保管に關すること。 5 前各号に關連すること。
歳 入 係 (会 計 課)	1 歳入金に關すること。 2 保管金の出納保管に關すること。 3 前 2 号に關連すること。
庶 務 係 (道路交通総務課)	1 部の庶務に關すること。 2 官印及び庁印の管守に關すること。 3 自庁警備に關すること。 4 文書等の接受發送に關すること。 5 事件報告その他報告に關すること。 6 前各号に關連すること。 7 他の係の所管に屬しないものに關すること。
会 計 係 (道路交通総務課)	1 歳入金及び保管金に關すること。 2 備品，消耗品等の請求，保管に關すること。 3 職員の諸給与及び旅費等の請求受領に關すること。 4 参考人旅費の請求に關すること。 5 前各号に關連すること。

別表第 4 (第 17 条關係)
(本庁)

部	担当区分	所管事務
刑事部	刑事捜査担当	1 刑事部の所管に係る事件の捜査に関すること。 2 前号に関連する情報・資料の収集及び管理に関すること。 3 前2号に関連すること。
	事務担当	1 事件の管理に関すること。 2 庶務に関すること。 3 前2号に関連すること。
交通部	交通捜査担当	1 交通部の所管に係る事件の捜査に関すること。 2 前号に関連すること。
	事務担当	1 事件の管理に関すること。 2 事件の捜査に関連する情報・資料の収集及び管理に関すること。 3 庶務に関すること。 4 交通事件連絡室の業務に関すること。 5 前各号に関連すること。
公安部	公安捜査担当	1 公安部の所管に係る事件の捜査に関すること。 2 前号に関連すること。
	調査資料担当	1 公安部の所管に係る事件の捜査に関連する情報・資料の収集、分析及び管理に関すること（国際担当の所管に属するものを除く。）。 2 公安労働情勢の調査に関すること。 3 前2号に関連すること。
	国際担当	1 外事事件及び国際関係事件の捜査に関連する情報・資料の収集、分析及び管理に関すること。 2 国際犯罪情勢の調査に関すること。 3 通訳人に関すること。 4 前各号に関連すること。

	事務担当	1 事件の管理に関すること。 2 庶務に関すること。 3 前2号に関連すること。
特別捜査部	機動捜査担当	1 特別捜査部の所管に係る事件の捜査に関すること（直告受理担当の所管に属するものを除く。）。 2 前号に関連する情報・資料の収集及び管理に関すること。 3 前2号に関連すること。
	直告受理担当	1 直告事件の受理及び捜査に関すること。 2 前号に関連すること。
	情報担当	1 社会経済情勢等に関する情報・資料の収集、分析及び管理に関すること。 2 国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報の運用管理に関すること（情報システム管理第一係の所管に属するものを除く。）。 3 前2号に関連すること。
	デジタルフォレンジック担当	1 電子的証拠の収集・保全・解析に関すること。 2 前号に関連すること。
	事務担当	1 事件の管理に関すること。 2 庶務に関すること。 3 証拠品に関すること。 4 前3号に関連すること。
公判部	公判担当	1 公判の遂行に関すること。 2 前号に関連すること。
	公判支援担当	1 中核事務官の業務の総括に関すること。 2 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項に規定する事件及びこれに関連する事件に係る情報・資料の収集及び管理に関すること。 3 公判の遂行に必要な電子的証拠の取調べに係る技術的支援に関すること。

		4 前3号に掲げるもののほか、公判の遂行の支援に すること。 5 前各号に関連すること。
	事務担当	1 事件の管理にすること。 2 公判の遂行及び量刑に関する資料の収集及び管理に すること。 3 記録及び証拠物の閲覧謄写にすること。 4 庶務にすること。 5 前各号に関連すること。
特別 公判 部	特別公判担当	1 公判の遂行にすること。 2 記録及び証拠物の閲覧謄写にすること。 3 前2号に関連すること。
	事務担当	1 事件の管理にすること。 2 公判の遂行に関する資料の収集及び管理にすること。 3 庶務にすること。 4 前3号に関連すること。

(立川支部)

担当区分	所管事務
捜査担当	1 事件の捜査にすること。 2 事件の管理にすること。 3 事件の捜査に関連する情報・資料の収集及び管理に すること。 4 前3号に関連すること。
公判担当	1 公判の遂行にすること。 2 事件の管理にすること。 3 公判の遂行に関する資料の収集及び管理にすること。 4 記録及び証拠物の閲覧謄写にすること。 5 前各号に関連すること。

(東京区検察庁)

部	担当区分	所管事務
刑事部	捜査担当	1 事件の捜査に関すること。 2 前号に関連すること。
	事務担当	1 事件の管理に関すること。 2 事件の捜査に関連する情報・資料の収集及び管理に関すること。 3 庶務に関すること。 4 前3号に関連すること。
公判部	公判担当	1 公判の遂行に関すること。 2 事件の管理に関すること。 3 公判の遂行に関する資料の収集及び管理に関すること。 4 記録及び証拠物の閲覧謄写に関すること。 5 庶務に関すること。 6 前各号に関連すること。
道路交通部	捜査担当	1 事件の捜査に関すること。 2 前号に関連すること。

別表第5 (第18条関係)

(本庁総務部)

担当区分	所管事務
事件担当	1 事件の受理に関すること。 2 付審判請求事件に関すること。 3 不服申立事件に関すること。 4 前3号に関連すること。

証 拠 品 第 一 担 当	1 証拠品の受入れ及び保管に関すること。 2 前号に関連すること。
証 拠 品 第 二 担 当	1 証拠品の処分に関すること。 2 前号に関連すること。
令 状 担 当	1 令状の請求及び執行に関すること（特別執行担当の所管に属するものを除く。）。 2 前号に関連すること。
執 行 担 当	1 死刑及び自由刑の執行に関すること（特別執行担当の所管に属するものを除く。）。 2 恩赦及び保護に関すること。 3 前2号に関連すること。
徴 収 担 当	1 徴収金の裁判の執行に関すること（特別執行担当の所管に属するものを除く。）。 2 前号に関連すること。
特 別 執 行 担 当	1 検事正があらかじめ指定する逃亡被疑者，逃亡被告人及びとん刑者の逮捕，収容に関すること。 2 前号に関連すること。
犯 歴 採 証 担 当	1 犯歴の管理に関すること。 2 科学的捜査の技術に関すること。 3 前2号に関連すること。
記 録 担 当	1 記録の管理に関すること。 2 前号に関連すること。

(立川支部)

担 当 区 分	所 管 事 務
検 務 第 一 担 当	1 事件の受理に関すること。 2 証拠品に関すること。 3 令状の請求及び執行に関すること。

	4 前3号に関連すること。
検 務 第 二 担 当	1 死刑及び自由刑の執行に関すること。 2 徴収金の裁判の執行に関すること。 3 既決犯罪通知に関すること。 4 恩赦及び保護に関すること。 5 記録の管理に関すること。 6 前各号に関連すること。

(東京区検察庁総務部)

担 当 区 分	所 管 事 務
検 務 第 一 担 当	1 事件の受理に関すること。 2 証拠品に関すること。 3 令状の請求及び執行に関すること。 4 各部局間の調整に関すること。 5 前各号に関連すること。 6 他の課又は担当の所管に属しないものに関すること。
検 務 第 二 担 当	1 自由刑の執行に関すること。 2 既決犯罪通知に関すること。 3 恩赦及び保護に関すること。 4 記録の管理に関すること。 5 前各号に関連すること。
徴 収 担 当	1 徴収金の裁判の執行に関すること。 2 前号に関連すること。

(東京区検察庁道路交通部)

担 当 区 分	所 管 事 務
事 件 ・ 記 録 担 当	1 事件の受理及び管理に関すること。 2 証拠品に関すること。 3 令状の請求及び執行に関すること。 4 既決犯罪通知に関すること。

	5 記録の管理に関すること。 6 前各号に関連すること。
徴 収 担 当	1 徴収金の裁判の執行に関すること。 2 前号に関連すること。